

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号
4K6Z13C00210	4LAF1AF0012 0001		
品名 または 件名			
C B R N偵察車両に関する調査研究			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使 用 器 材 名			
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等
1.00	ST		
納地または工事場所		引 渡 場 所	
陸幕			
搬 入 場 所		納 期 ま た は 工 期	
		令和7年3月31日（月）	

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/f/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年10月9日（水）11時00分 中央会計隊入札室（E－1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

「防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用にあたっての追加事項について（通知）」の第4項（1）、（2）、（3）、（4）の資料を1部作成し、令和6年9月20日（金）までに担当者に提出すること。

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「利益制限契約に関する特約条項」
「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」
「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

「原価監査付契約に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第3班 当銘（とうめ） (TEL：03-3268-3111内線47555)
(FAX：03-5269-5135(直通))
仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部装備計画部開発課 河口 (TEL：03-3268-3111内線41778)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
C B R N 偵 察 車 両 に 関 す る 調 査 研 究		G R D - Z 0 0 0 9 8 9	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和6年8月30日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部開発課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、C B R N 偵察車両に関する調査（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の1.2による。

1.2.1

C B R N 偵 察 車 両

C B R N 検知器材等を搭載し、C B R N 事態の状況解明に供する車両をいう。

1.2.2

C B R N

化学（Chemical）、生物（Biological）、放射性物質（Radiological）及び核（Nuclear）の頭字語。

1.2.3

C O P

Common Operational Pictureの略称であり、共通作戦状況図をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとし、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める事項と相違する場合には、この仕様書が優先する。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 1 0 陸上自衛隊知的財産権共通仕様書

b) 法令等

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて〔防防調第4608号（19.4.27）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について〔陸幕装計第417号（令和元年11月1日）〕

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

本役務は、CBRN偵察車両の設計・製造等に関する基礎資料の取得を目的とし、各調査項目の技術資料等の調査・検討を実施する。一般的要求事項は次による。

- a) CBRN事態対処装備品等の設計・製造実績などを基にした技術的検討や実現性評価ができる知識・能力を有すること。
- b) CBRN偵察車両の取得について、必要な手続き、リスク等を分析して事業化を検討できる能力を有すること。
- c) 防衛省の規則に関して十分な知識を有すること。役務の履行においては日本語での対応を基本とし、これにより難しい場合は通訳を手配するものとする。

2.2 実施計画書等の作成

契約の相手方は、契約締結後速やかに官側と調整のうえ、実施体制、実施計画、その他必要な事項を含む実施計画書を作成し、計画審議会において審議を受けた後、陸上幕僚監部装備計画部開発課に提出する。

2.3 CBRN偵察車両の設計・製造に関する検討

2.3.1 CBRN偵察車両の調査・分析

契約の相手方は、国内外で量産調達及び研究開発が実施されているCBRN偵察車両について、情報収集・整理し、陸上自衛隊のCBRN偵察車両が具備すべき機能・性能等を案出する。調査項目は、表1を基準とする。

表1－CBRN偵察車両に係る調査項目の概要

項 目		調査する機能・性能等の概要
構想概要	使用目的	広域にわたるCBRN汚染の状況を迅速に偵察し、じ後の部隊運用等に必要情報を収集するために使用する。
調査する性能	システム構成	(1) CBRN等センサシステム及びCBRN偵察車両部 (2) CBRN等センサシステム：各種センサ、情報処理部、指揮統制部等 各種センサ：CBRN汚染の状況等に関する情報を取得 情報処理部：各種センサ情報等を収集、処理 指揮統制部：CBRN偵察車及び偵察小隊の指揮を支援 他の偵察車及び上級部隊にCBRN情報及び指揮統制に必要な情報を送信 (3) CBRN偵察車両部：ベース車両に準ずる車両基本機能・性能、CBRN汚染から乗員を防護する機能、サンプリング、試料保管、汚染表示等のその他のCBRN偵察機能等
	ベース車両	(1) 装輪装甲車（AMV XP）と同等の機動性・搭載性を有する車両を基準とする。 (2) 通信機含む各検知・識別器材を同時に使用できる給電性能
	耐環境性	(1) 国内で予想される野外環境条件下において、使用可能
		(2) 空調等の装備

項 目		調査する機能・性能等の概要
調査する性能	検知・識別機能	C検知・識別性能
		(1) 車内外の気状及びエアロゾル状の有毒化学剤等を複数の検知・識別原理を用いて検知，識別及び濃度測定
		(2) 上記について走行中における検知
		(3) 地表面等に存在する固体・液状の有毒化学剤等の検知，識別及び汚染密度測定
		(4) 安全許容濃度以下であることの判定の可否
		B検知・識別性能
		(1) 空気中の生物剤検知・識別
		(2) 地表面等及び溶液中の生物剤の識別
		R検知・識別性能
		(1) γ 線及び中性子線の検知，測定及び核種の分析
		(2) 上記について走行中の連続的な検知，測定
		(3) α 線及び β 線源による表面汚染測定及び核種の分析
	離隔検知・可視化	(1) 有毒化学剤等を離隔した地点から検知及び識別し，汚染の可視化
		(2) 生物剤を離隔した地点から検知，汚染の可視化
		(3) 放射能汚染の可視化
	拡張性	車両から見通し外の地域の視認情報収集，C B R N検知，識別等が可能な無人機を搭載・運用できる構造
	自己防護機能	C B R N防護性能
		(1) 有毒化学剤，生物剤，放射性物質等による汚染された車外の空気の浄化
		(2) 車内与圧による車外からの汚染空気の侵入防止
		(3) γ 線・中性子線遮蔽性能
		(4) 人員・器材が汚染地域から車内に搭乗する際の除染機能
		(5) 車輪部の自己除染機能
	試料採取・後送機能	試料採取性能
		(1) 試料採取時の試料汚染を防止する機能
		(2) 試料採取景況の録画・証明機能
		(3) 採取試料の保管機能
		(4) 昼夜間における，車内から車外の小石・液体・エアロゾル等の採取機能
		(5) 安全に車外の試料を当該グローブボックス等の中に持ち込む機構
		後送性能
		輸送の振動等に耐え，危険物船舶運送及び貯蔵規則上の技術的基準を満たした後送容器
	情報処理・共有機能	情報共有性能
		(1) 車両用無線機を搭載し，データ通信する機能
		(2) 指揮統制に係るシステム端末を搭載
		(3) 標旗等による汚染地域標示
		(4) 舗装面及び土壌面への標示
		(5) C B R N各汚染状況に応じた標示
		(6) 努めて多くの地表面状態に標示可能
		情報処理機能
		(1) 車内通話
		(2) 各種センサ情報を統合し，指揮統制に係るシステムのC O P上に汚染情報を共有・提供できるシステム
		(3) 汚染状況について流動予測等の解析
		環境情報収集性能
		(1) 自己位置標定
		(2) 車内から車外の風向風速，方位，温湿度及び大気安定度の取得

項 目			調査する機能・性能等の概要
調査する性能	情報処理・共有	表示機能	現有装備品と同人数で車両，各種器材等を操作できるUI等
		訓練機能	(1) 偽剤又は訓練用プログラム等による訓練が可能なソフトウェア (2) 訓練用プログラムにより，車外からの操作，又は事前設定に従い自動的に状況付与する機能
	継戦機能	補給整備性	陸上自衛隊の保有する装輪車両ファミリーとの共通化
		被回収性	(1) 回収車による回収が可能な構造 (2) 他の戦闘車両等による回収性
	自己防御機能	直接・間接防護性能	(1) 発煙弾発射機の搭載 (2) 機関室内に自動消火装置 (3) 爆発物の起爆妨害装置の搭載
		火力性能	(1) 重機関銃 (2) 車内から射撃が可能な銃塔装置又はRWS
		視察性能	(1) 車外全周を車内（操縦席，車長及び車両後部）から視察できる装置 (2) 核，生物，化学攻撃等の方位角，仰角等の観測及び諸元の把握機能

2.3.2 CBRN偵察車両に搭載するセンサ類に関する調査・検討

契約の相手方は，官側から提示するセンサ類情報を踏まえ，CBRN偵察車両に搭載するセンサ類に関する種類・性能を幅広く検討，機能割付を実施し，CBRN偵察車両のシステム設計の素案を作成する。なお，センサ類には化学検知器材，生物検知器材，放射線検知器材，離隔検知器材を含むものとし，システム設計には，空間設計，電力設計，機械的・電氣的インタフェースを含むものとする。

2.3.3 CBRN偵察車両の取得に係る期間等の検討

契約の相手方は，CBRN偵察車両を取得するために必要な期間，経費，試験計画及びその他必要な事項を見積もる。

また，見積もった内容を中間報告書にまとめ，中間審議会において審議を受けた後，陸上幕僚監部装備計画部開発課に提出する。

2.3.4 技術的課題の明確化・解決策の提示

契約の相手方は，CBRN偵察車両の取得に係る検討における分析の結果，技術的課題が存在する場合，該当事項の解決策の一案又は代替案を提示する。

2.3.5 報告書の作成

契約の相手方は，2.3.1～2.3.4項の検討成果に基づき成果報告書を作成し，成果報告会において審議を受けた後，陸上幕僚監部装備計画部開発課に提出する。

2.4 審議会

契約の相手方は，この役務にあたり，審議会を開催するものとする。細部は，附属書Aによる。

3 品質保証

監督及び検査は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書で指定する場合を除き、表2とする。

表2—提出書類

名称	部数	提出期限	提出先	備考
作業従事者名簿 a) b)	1 部	契約後、速やかに	契約担当官等	社内様式による。
実施計画書 a) b)	1 部	計画審議会後、速やかに	陸上幕僚監部	
議事録 a) b)	各 1 部	各審議会終了後、速やかに	装備計画部開	
中間報告書 a) b)	1 部	中間審議会後、速やかに	発課	
成果報告書 a) b)	1 部	成果報告会后、速やかに		
注 ^{a)} 言語は日本語を標準とすること。なお、英文図書を引用する場合は、原文のままでもよいものとする。				
注 ^{b)} 提出は電子データ形式とし、形式は、Microsoft WORD2007以降、EXCEL2007以降、図面はPDFとする。				

4.2 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、次に示す事項について、必要に応じて事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることができる。

- a) 提出書類の作成に、官側が必要と認めた資料などの提示に関する事項
- b) その他官側が必要と認めた事項

4.3 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。

4.4 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1によるほか、次による。

- a) 契約の相手方は、この役務の履行にかかる物件、書類、図面等で秘密に指定されているものの取扱いは、省秘訓令に基づく秘密保全に関する付帯契約によらなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務により知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。

4.5 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）における特約条項及び情報セキュリティ基準に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として、契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報について、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社等、契約の相手方に対

附属書 A

審議会実施要領

A.1 適用範囲

この附属書は、この役務における審議会の実施要領について規定する。

A.2 目的

審議会は、CBRN偵察車両に関する調査研究において、契約の相手方が作成する提出書類の妥当性の審議を目的とする。

A.3 審議会の構成及び所掌事項

A.3.1 審議会の構成

審議会の構成は、議長、議長補佐及び構成員とし、細部は次による。

- 議長は、陸上幕僚監部装備計画部開発課長又は開発課長が指名する者とする。
- 議長補佐は、陸上幕僚監部装備計画部開発課長が指名する者とする。
- 構成員は、陸上幕僚監部装備計画部開発課担当者のほか、議長が指名するもの並びに契約の相手方の定めるところによる。
- 官側の組織改編等によって部署名などが変更された場合は、官側の指示による。

A.3.2 所掌事項

- 議長は、審議会を統括する。
- 議長補佐は、議長を補佐し、審議会を運営する。
- 構成員は審議会への参加、必要な事項の調整及び事務を実施する。

A.4 審議会実施計画

審議会の実施計画は、表A.1による。

表A.1—審議会実施計画

番号	名称	内容	開催場所	実施回数	時期
1	計画審議会	実施計画書の妥当性	市ヶ谷駐屯地	1回	契約後，速やかに
2	中間審議会	中間報告書の妥当性		1回	令和6年11月下旬（基準）
3	成果報告会	成果報告書の妥当性		1回	令和7年3月
注記	各審議会等の前に事前調整（1回を基準）を行うものとし，事前調整を含め各審議会時において議事録を作成する。				

A.5 審議会の開催申請

契約の相手方は、自ら作成した計画に基づき、官側と所要の事項を調整後、開催する。

A.6 審議会の実施

議長は、審議会実施計画によって審議会を実施する。

A.7 審議会後の処置

議長は、仕様書に基づく技術的事項、実施計画等に関する指示を実施する。

A.8 審議会結果の通知

契約の相手方は、通知された事項について所要の処置を実施する。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	4 L A F 1 A F 0 0 1 2
	調達要求年月日	令和6年 9月 3日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部装備計画部開発課
	作 成 年 月 日	令和6年 8月30日
品名	CBRN偵察車両に関する調査研究	
仕様書番号	GRD-Z000989	

1 指定事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
運用構想	運用場面及び運用要領（公知情報は除く。）	CBRN偵察車両に関する調査において取り扱う保護すべき情報は、文書（データが保存された可搬記憶媒体を含む。）、使用する情報システム、図画及び物件を対象とする。	
防護性能	1 耐弾性 2 NBC防護性能 (1) ガス吸着性（浄化能力） (2) 防護係数（γ線） 3 生物剤の識別性能 4 試薬保有数、運用可能日数		
期待する量産単価	CBRN偵察車両を取得するために必要な期間、経費		

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4LAF1AF0012	契約実施計画番号	4K6Z13C00210
-------------	-------------	----------	--------------

金額 円

(税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
CBRN偵察車両に関する調査研究	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	陸幕		納入期限(工期)	令和7年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 10 月 9 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和6年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者